

## 元気な農家チャレンジプラン審査会設置要領

### (設置)

第1条 元気な農家チャレンジ支援事業公募要領（平成29年4月1日施行。以下「公募要領」という。）第6項の規定に基づき、元気な農家チャレンジプラン審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (審査会の組織等)

第2条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は産業経済課農業グループグループリーダーをもって充てる。

3 委員は、次に掲げる所属から1名の出席をもって充てる。

(1) 総務課財政グループ

(2) まちづくり推進課企画調整グループ

(3) 産業経済課経済グループ

(4) 農業委員会事務局

4 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

5 審査会の庶務は、産業経済課農業グループにおいて処理をする。

### (会議運営)

第3条 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席により成立する。

3 委員長は、必要と認めるときは、事業者を審査会の会議に出席させ、公募要領第1項に規定するチャレンジプラン（以下同じ。）の内容等について説明を求めることができる

4 委員長は、必要と認めるときは、会議に先立ち農業関係機関からチャレンジプランについての意見及び助言を求めることができる。

### (報告)

第4条 委員長は、審査会の審査結果について、町長に報告するものとする。

### (補則)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。